

○松江市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

平成17年3月31日

松江市条例第330号

改正 平成18年3月31日条例第30号

平成18年6月30日条例第48号

平成19年6月29日条例第54号

平成19年10月17日条例第61号

平成19年12月25日条例第70号

平成23年3月25日条例第24号

平成23年7月5日条例第77号

平成24年3月27日条例第33号

平成24年6月29日条例第42号

平成27年10月6日条例第51号

平成28年12月19日条例第70号

平成29年12月19日条例第81号

平成30年3月22日条例第40号

令和2年3月26日条例第32号

令和3年12月28日条例第52号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）

第68条の2第1項の規定に基づき、建築物に関する制限を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例は、松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画及び宍道都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画の区域のう

ち、別表第1に掲げる区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第3条 別表第2及び別表第3の(あ)欄の地区計画区域内においては、街区の区分に応じ、(い)欄に定める用途の建築物は、建築してはならない。ただし、市長が土地の利用状況に照らして周辺環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、松江市建築審査会(以下「建築審査会」という。)の同意を得なければならない。

(建築物の壁面の位置の制限)

第4条 別表第2及び別表第3の(あ)欄の地区計画区域内においては、街区の区分に応じ、建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は高さ2.0メートル以上の門若しくは塀の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、(う)欄に定める数値以上でなければならない。

(建築物に関するその他の制限)

第5条 別表第3の(あ)欄の地区計画区域内においては、容積率の最高限度、建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度及び建築物の高さの最高限度は、(え)欄に定める数値としなければならない。

2 次の各号に定める地区計画区域内においては、法第53条第3項の規定は、適用しない。

- (1) ふるさとタウン本庄地区計画区域
- (2) 秋鹿団地地区計画区域
- (3) 法吉団地地区計画区域
- (4) しんじ学園台地区計画区域A地区

3 第1項に定める敷地面積の最低限度の規定(以下「敷地規定」という。)の

施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で敷地規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば敷地規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合には、敷地規定は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 敷地規定の改正後の敷地規定の施行又は適用の際、改正前の敷地規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、改正前の敷地規定に違反することとなった土地
- (2) 敷地規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、敷地規定に適合するに至った土地

(北側の高さの斜線制限)

第6条 ふるさとタウン本庄地区計画区域内、秋鹿団地地区計画区域内及びしんじ学園台地区計画区域A地区内においては、北側の高さの斜線制限は、法第56条第1項第3号における第一種低層住居専用地域の規定の例による。

(日影による建築物の高さの制限)

第7条 ふるさとタウン本庄地区計画区域内、秋鹿団地地区計画区域内及びしんじ学園台地区計画区域A地区内においては、日影による建築物の高さの制限は、法第56条の2及び島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）第10条における第一種低層住居専用地域の規定の例による。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第8条 法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第3条第1項の規定（当該規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下本項において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第3項まで及び法第53条の規定に適合すること。
 - (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (3) 増築後の第3条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (4) 増築後の第3条第1項の規定に適合しない理由が容器等の容量による場合においては、増築後の容量の合計は、基準時における容量の合計の1.2倍を超えないこと。
- 2 大手前通り地区計画区域内においては、法第3条第2項の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合において、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、適用しない。ただし、次の各号に該当する場合においては、この限りではない。
- (1) 増築部分の建築物の部分の高さが別表第3（え）欄に定める建築物の高さの最高限度の数値を超える場合
 - (2) 改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えの部分の建築物の部分の高さが従前の建築物の高さを超える場合
- （委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年松江市条例第20号）、松江圏都市計画玉造上地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年玉湯町条例第12号）、松江圏都市計画湖南テクノパーク地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年玉湯町条例第9号）、松江圏都市計画湯町西二地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年玉湯町条例第11号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

- 4 八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、松江圏都市計画（東出雲町都市計画）地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年東出雲町条例第3号）の規定によりなされた許可その他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月31日松江市条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月30日松江市条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月29日松江市条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月17日松江市条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月25日松江市条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日松江市条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月5日松江市条例第77号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日松江市条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（松江市手数料徴収条例の一部改正）

2 松江市手数料徴収条例（平成17年松江市条例第69号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成24年6月29日松江市条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月6日松江市条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月19日松江市条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月19日松江市条例第81号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月22日松江市条例第40号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日松江市条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月28日松江市条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	区域
母衣町中央地区地区計画	平成3年松江市告示第13号に定める松江圏都市計画母衣町中央地区地区計画の区域
湖南テクノパーク地区計画	平成18年松江市告示第8号に定める松江圏都市計画湖南テクノパーク地区計画の区域
クリアヒル松江地区計画	平成18年松江市告示第244号に定める松江圏都市計画クリアヒル松江地区計画の区域
ふるさとタウン本庄地区計画	平成12年松江市告示第130号に定める松江圏都市計画ふるさとタウン本庄地区計画の区域
田和山地区計画	平成15年松江市告示第184号に定める松江圏都市計画田和山地区計画の区域
南殿町地区地区計画	平成16年松江市告示第170号に定める松江圏都市計画南殿町地区地区計画の区域
玉造上地区地区計画	平成3年玉湯町告示第4号に定める松江圏都市計画玉造上地区地区計画
湯町西二地区地区計画	平成15年玉湯町告示第22号に定める松江圏都市計画湯町

画	西二地区地区計画の区域
大手前通り地区計画	平成19年松江市告示第28号に定める松江圏都市計画大手前通り地区計画の区域
秋鹿団地地区計画	平成19年松江市告示第31号に定める松江圏都市計画秋鹿団地地区計画の区域
法吉団地地区計画	平成19年松江市告示第268号に定める松江圏都市計画法吉団地地区計画の区域
立丁東地区計画	平成19年松江市告示第301号に定める松江圏都市計画立丁東地区計画の区域
揖屋干拓工業団地地区計画	平成24年松江市告示第73号に定める松江圏都市計画揖屋干拓工業団地地区計画の区域
宇竜谷地区計画	平成22年松江市告示第370号に定める松江圏都市計画宇竜谷地区計画の区域
乃白北地区計画	平成22年松江市告示第371号に定める松江圏都市計画乃白北地区計画の区域
出雲郷東灘・揖屋町西新西地区地区計画	平成9年東出雲町告示第20号に定める松江圏都市計画出雲郷東灘・揖屋町西新西地区地区計画の区域
出雲郷南地区地区計画	平成14年東出雲町告示第41号に定める松江圏都市計画出雲郷南地区地区計画の区域
東出雲工業団地地区地区計画	平成15年東出雲町告示第81号に定める松江圏都市計画東出雲工業団地地区地区計画の区域
廻山地区地区計画	平成18年東出雲町告示第39号に定める松江圏都市計画廻山地区地区計画の区域
出雲郷西地区地区計画	平成19年東出雲町告示第49号に定める松江圏都市計画出

画	雲郷西地区地区計画の区域
春日地区地区計画	平成19年東出雲町告示第50号に定める松江圏都市計画春日地区地区計画の区域
錦浜地区地区計画	平成20年東出雲町告示第29号に定める松江圏都市計画錦浜地区地区計画の区域
しんじ学園台地区計画	平成23年松江市告示第420号に定める宍道都市計画しんじ学園台地区計画の区域
西持田地区地区計画	平成27年松江市告示第396号に定める松江圏都市計画西持田地区地区計画の区域
黒田地区地区計画	平成29年松江市告示第364号に定める松江圏都市計画黒田地区地区計画の区域
白潟地区地区計画	令和元年松江市告示第192号に定める松江圏都市計画白潟地区地区計画の区域
中尾地区計画	令和2年松江市告示第4号に定める松江圏都市計画中尾地区計画の区域
乃白田和地区計画	令和3年松江市告示第521号に定める松江圏都市計画乃白田和地区計画の区域

別表第2（第3条、第4条関係）

(あ)		(い)	(う)
地区の名称	街区の区分		
母衣町中央地区 地区計画区域		(1) 法別表第2(ほ) 項第2号に掲げるもの (2) 法別表第2(へ)	

		<p>項第5号、(と)項第4号に掲げるもの</p> <p>(3) 法別表第2(り)項に掲げるもの</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する営業の用に供するもの</p> <p>(5) ダンスホール</p> <p>(6) ナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</p>	
<p>湖南テクノパーク地区計画区域</p>		<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 研究開発施設</p> <p>(2) 工場(附属施設を含む。)</p> <p>(3) 専ら従業員の福利厚生施設等の用に供する建築物</p> <p>(4) 従業員の社宅等で戸建住宅、長屋住</p>	

		宅以外の形式のもの	
クレアヒル松江 地区計画区域	流通卸売業務ゾ ーン	次に掲げる建築物以外 のもの (1) 流通卸売業務関 連施設 (2) 専ら従業員の福 利厚生施設等の用に 供する建築物	建築物の外壁又はこれ に代わる柱の面から敷 地境界線までの距離は 1.5m以上とする。ただ し、道路境界に沿って 法面がある時は、法肩 から1.5m以上の距離と する。
	産業ゾーン	次に掲げる建築物以外 のもの ガス事業関連施設	建築物の外壁又はこれ に代わる柱の面から敷 地境界線までの距離は 1.5m以上とする。ただ し、道路境界に沿って 法面がある時は、法肩 から1.5m以上の距離と する。
	スポーツ振興ゾ ーン	次に掲げる建築物以外 のもの (1) スポーツ関連施 設 (2) 専ら従業員の福 利厚生施設等の用に 供する建築物	建築物の外壁又はこれ に代わる柱の面から敷 地境界線までの距離は 1.5m以上とする。ただ し、道路境界に沿って 法面がある時は、法肩 から1.5m以上の距離と

			する。
	公共施設ゾーン	次に掲げる建築物以外のもの 公共関連施設	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.5m以上とする。ただし、道路境界に沿って法面がある時は、法肩から1.5m以上の距離とする。
田和山地区計画 区域	商業施設地区	次に掲げる建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 畜舎	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次に掲げる道路境界線までの距離は1.0m以上とする。ただし、道路境界に沿って法面がある時は、法肩から1.0m以上の距離とする。 (1) 都市計画道路 3.2.2出雲郷松江線 (2) 法第42条第1項 第4号道路 浜乃木乃木福富区画中央線

	<p>(6) 危険性や環境を悪化させるおそれがある工場（法別表第2（と）項第3号に掲げる事業（出力等除外条件があるものにあつてはその除外条件を除く。）を営む工場）</p>	
<p>複合施設地区</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場</p> <p>(3) 畜舎</p> <p>(4) 危険性や環境を悪化させるおそれがある工場（法別表第2（と）項第3号に掲げる事業（出力等除外条件があるものにあつてはその除外条件を除く。）を営む工</p>	

		<p>場)</p> <p>(5) 自動車修理工場</p> <p>(6) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品の貯蔵又は処理に供するもの)</p>	
	教育施設地区		
南殿町地区地区 計画区域		<p>次に掲げる建築物</p> <p>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>	
立丁東地区計画 区域		<p>次に掲げる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(へ)項に掲げるもの</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング</p>	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は高さ2.0m以上の門若しくは塀の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。</p>

		<p>練習場</p> <p>(4) マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他 これらに類するもの</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 畜舎</p> <p>(7) 工場（建築基準 法施行令（昭和25年 政令第338号。以下 「施行令」という。） 第130条の6で定めら れるものを除く。）</p> <p>(8) 危険物の貯蔵又 は処理に供するもの （施行令第130条の9 に定められる地下貯 蔵槽により貯蔵され る第1石油類、第2石 油類、第3石油類及び 第4石油類の貯蔵に 供するものを除く。）</p>	
乃白田和地区計 画区域	医療・健康福祉 ゾーン	次に掲げる建築物以外 のもの	建築物の外壁又はこれ に代わる柱の面から道

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 病院 (2) 診療所 (3) 薬局 (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (6) サービス付き高齢者向け住宅 	<p>路境界線までの距離は1.0m以上とする。</p>
<p>複合ゾーン (A)</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法別表第2(へ)項に掲げるもの (2) ホテル又は旅館 (3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施行令第130条の6の2で定められる運動施設 (4) カラオケボックスその他これに類す 	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。</p>

るもの

(5) マージャン屋、
ぱちんこ屋、射的場、
勝馬投票券発売所、
場外車券売場その他
これらに類するもの

(6) 畜舎

(7) 危険性や環境を
悪化させるおそれがある工場（法別表第2
（と）項第3号に掲げ
る事業（出力等除外
条件があるものにあ
ってはその除外条件
を除く。）を営む工
場）

(8) 危険物の貯蔵又
は処理に供するもの
（施行令第130条の9
に定められる地下貯
蔵槽により貯蔵され
る第1石油類、第2石
油類、第3石油類及び
第4石油類の貯蔵に
供するものを除く。）

	複合ゾーン (B)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅 (3) 共同住宅 (4) 寄宿舍 (5) 下宿 (6) 老人ホーム (7) サービス付き高齢者向け住宅	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。
--	-----------	--	--

別表第3 (第3条—第5条関係)

(あ)	(い)	(う)	(え)
ふるさとタウン本庄地区計画区域	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い)項に掲げるもの	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は高さ2.0メートル以上の門若しくは塀の面は、敷地境界線から1.5メートル以上の距離とする。ただし、上記の規定は施行令第135条の21に規定する制限緩和のほか、次の各号のいずれ	(1) 容積率の最高限度100分の80以下 (2) 建蔽率の最高限度100分の50以下 (3) 敷地面積の最低限度230平方メートル以上 (4) 建築物の高さの最高限度10.0メートル以

		<p>かに該当する建築物又は建築物の部分については、適用しない。</p> <p>(1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、独立棟の高さが3.0メートル未満であり、かつ、床面積の合計が20平方メートル以下であるもの</p> <p>(2) 車庫で地下構造物に該当するもの</p>	<p>下</p>
<p>秋鹿団地地区計画区域</p>	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 一戸建ての専用住宅</p> <p>(2) 一戸建ての専用住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち施</p>	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は高さ2.0メートル以上の門若しくは塀の面は、秋鹿団地地区計画における地区整備計画で定められた道路との境界にあって</p>	<p>(1) 容積率の最高限度100分の80以下</p> <p>(2) 建蔽率の最高限度100分の50以下</p> <p>(3) 敷地面積の最低限度200平方メートル以上。た</p>

	<p>行令第130条の3に規定するもの</p> <p>(3) 団地内自治会の集会所</p> <p>(4) 前各号の建築物に附属するもの</p> <p>(施行令第130条の5に規定するものを除く。)</p>	<p>は敷地境界線から1.5メートル以上後退するものとし、その他の境界にあつては敷地境界線から1.0メートル以上後退しなければならない。ただし、集会所用地については秋鹿団地地区計画における地区整備計画で定められた道路との後退距離を1.0メートル以上とすることができる。上記の規定は施行令第135条の21に規定する制限緩和のほか、次に該当する建築物又は建築物の部分については、適用しない。</p> <p>(1) 独立棟の車庫、物置その他これらに類する用</p>	<p>だし、集会所用地は除く。</p> <p>(4) 建築物の高さの最高限度</p> <p>10.0メートル以下</p>
--	--	---	--

			<p>途に供し、高さが3.0メートル未満であり、かつ、床面積の合計が20平方メートル以下であるもの。</p>
<p>玉造上地区地区計画区域</p>		<p>建築物の外壁又は敷地面積の最低限度150平方メートル以上（市長が当該区域の良好な住居の環境の維持増進を図る上で特に支障がないと認めて建れかたに該当する建築物又は建築物の部分については、適用しない。</p> <p>(1) 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物</p> <p>(2) 壁面の位置の制限距離に満</p>	<p>敷地面積の最低限度150平方メートル以上（市長が当該区域の良好な住居の環境の維持増進を図る上で特に支障がないと認めて建れかたに該当する建築物又は建築物の部分については、適用しない。</p> <p>電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物を除く。）</p>

			<p>たない部分の建築物の外壁等の中心線の長さの合計が4.0メートル以下である建築物</p> <p>(3) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下の附属建築物</p> <p>(4) 地盤面下の建築物</p>	
湯町西二 地区地区 計画区域	住宅市街 地ゾーン	<p>(1) 法別表第2(ほ)に規定する建築物</p> <p>(2) ホテル、旅館</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 15平方メートル</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は区画道路境界線から1.0メートル以上の距離とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、適用しない。</p> <p>(1) 電気事業、水</p>	<p>(1) 容積率の最高限度100分の200以下</p> <p>(2) 建蔽率の最高限度100分の60以下</p> <p>(3) 敷地面積の最低限度150平方メートル以上（市長が当該区域の良好な住居の環</p>

	ルを超える畜舎 (6) 工場（施行令第130条の6で定められるものを除く。）	道事業、ガス事業 その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物 (2) 駐車場、駐輪場及び倉庫で高さ3.0メートル以下の建築物 (3) 地盤面下の建築物	境の維持増進を図る上で特に支障がないと認め、建築審査会の同意を得て許可したもの及び電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物を除く。）
商業施設ゾーン	(1) 法別表第2(ほ)に規定する建築物 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場 (3) 自動車教習場 (4) 15平方メートルを超える畜舎	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は区画道路境界線から1.0メートル以上の距離とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、適用しない。 (1) 電気事業、水道事業、ガス事業	(1) 容積率の最高限度100分の200以下 (2) 建蔽率の最高限度100分の60以下 (3) 敷地面積の最低限度150平方メートル以上（市長が当該区域の良好な住居の環境の維持増進を

			<p>その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物</p> <p>(2) 駐車場、駐輪場及び倉庫で高さ3.0メートル以下の建築物</p> <p>(3) 地盤面下の建築物</p>	<p>図る上で特に支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの及び電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物を除く。)</p>
大手前通り地区計画区域	北殿西地区	次に掲げる建築物以外のもの		建築物の高さの最高限度12.0メートル以下
	北殿東地区	<p>(1) 法別表第2(り)項に掲げる建築物</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場</p>		建築物の高さの最高限度12.0メートル以下

(3) カラオケボックスその他これに類するもの

(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

(5) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの

(6) 工場（施行令第130条の6に規定するものを除く。）

(7) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（施行令第130条の9に定められる地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類、第2石油

	類、第3石油類及び第4石油類の貯蔵に供するものを除く。)		
母衣地区	<p>(1) 法別表第2(り)項に掲げる建築物</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに</p>		建築物の高さの最高限度12.0メートル以下

	<p>類する政令で定めるもの</p> <p>(6) 工場（施行令第130条の6に規定するものを除く。）</p> <p>(7) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの施行令第130条の9に定められる地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類の貯蔵に供するものを除く。）</p>	
米子・南田地区	<p>(1) 法別表第2(り)項に掲げる建築物</p> <p>(2) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券</p>	<p>建築物の高さの最高限度12.0メートル以下。ただし、城山北公園線道路境界線から10.0メートルを超える区域ではこの限りではなく、最高高さ20.0メートルまで許容</p>

		<p>発売所、場外車券 売場その他これら に類するもの</p> <p>(4) ナイトクラブ その他これに類す る政令で定めるも の</p>		<p>する。</p>
	南田地区	<p>(1) 法別表第2 (り) 項に掲げる 建築物</p> <p>(2) カラオケボッ クスその他これに 類するもの</p> <p>(3) マージャン 屋、ぱちんこ屋、射 的場、勝馬投票券 発売所、場外車券 売場その他これら に類するもの</p> <p>(4) ナイトクラブ その他これに類す る政令で定めるも の</p>		<p>建築物の高さの最 高限度12.0メート ル以下</p>
法吉団地 地区計画	A地区	次に掲げる建築物以 外のもの	建築物の外壁又は これに代わる柱の	(1) 容積率の最 高限度100分の80

<p>区域</p>		<p>(1) 一戸建ての専用住宅</p> <p>(2) 一戸建ての専用住宅で施行令第130条の3に定める事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 集会所、ごみ集積施設その他公益施設等に係るもの</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属する車庫、物置、物干し場、開放的な歩廊、渡り廊下及び自転車置き場</p>	<p>面は、道路境界線又は隣地境界線から1.5メートル以上の距離とし、公園との境界にあっては敷地境界線から1.0メートル以上の距離とする。ただし、上記の規定は次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、適用しない。</p> <p>(1) 床面積に参入されない窓の部分</p> <p>(2) 独立棟の車庫、独立棟の物置、物干し場、開放的な歩廊、渡り廊下及び自転車置き場の用途に供する建築物で、高さが3.0メートル</p>	<p>以下</p> <p>(2) 建蔽率の最高限度100分の50以下</p> <p>(3) 敷地面積の最低限度200平方メートル以上。ただし、集会所、ごみ集積施設その他公益施設等の用地は除く。</p> <p>(4) 建築物の高さの最高限度10.0メートル以下</p>
-----------	--	--	--	---

		<p>ル以下であり、床面積が車庫にあっては35.0平方メートル以下であり、物置、物干し場、開放的な歩廊、渡り廊下及び自転車置き場にあっては20.0平方メートル以下である建築物</p> <p>(3) ごみ集積施設その他公益施設等の用途に供する建築物</p>	
B地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 施行令第130条の5の3に定める店舗、飲食店その他これらに類する用途の建築物で、1棟の床面積が200平方メートル以内のもの</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から1.5メートル以上の距離とする。</p>	<p>(1) 容積率の最高限度100分の80以下</p> <p>(2) 建蔽率の最高限度100分の50以下</p> <p>(3) 敷地面積の最低限度200平方メートル以上。ただし、集会所、ご</p>

				み集積施設その他公益施設等の用地は除く。 (4) 建築物の高さの最高限度10.0メートル以下
揖屋干拓工業団地 地区計画区域		(1) 法別表第2 (い) 項第1号、第2号及び第3号に掲げる建築物 (2) 法別表第2 (に) 項第5号及び第6号に掲げる建築物	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.5メートル以上とする。	敷地面積の最低限度1,000平方メートル以上
宇竜谷地区 A地区 区計画区域		(1) 法別表第2 (へ) 項に掲げる建築物 (2) ホテル又は旅館 (3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバドミントン練習場	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離(道路境界線に沿って法面があるときは、法肩からの距離)は1.0メートル以上とする。	

(4) カラオケボックスその他これに類するもの

(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

(6) 公衆浴場

(7) 自動車教習所

(8) 畜舎

(9) 危険性や環境を悪化させるおそれがある工場（法別表第2（と）項第3号（1）から（16）までに掲げる事業及び同号（1）から（16）までに掲げる事業のうち原動機の出力量等除外条件があるものにおいてその除外条件に該当する事業を

	営む工場)		
B地区	<p>(1) 法別表第2(ほ)項に掲げる建築物</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバレーボール練習場</p> <p>(4) 公衆浴場</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 畜舎</p> <p>(7) 危険性や環境を悪化させるおそれがある工場（法別表第2(と)項第3号(1)から(16)までに掲げる事業及び同号(1)から(16)までに掲げる事業のうち原動機の出力量等除外条件があるものにお</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離（道路境界線に沿って法面があるときは、法肩からの距離）は1.0メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については適用しない。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 車庫、屋外物置その他これらに類する用途に供し、独立棟の軒の高さが3.0メートル以下であり、かつ、床面積が30平方メートル以下であるもの</p>	敷地面積の最低限度200平方メートル以上

		<p>いてその除外条件に該当する事業を営む工場)</p> <p>(8) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（施行令第130条の9に定める地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類の貯蔵に供する建築物を除く。）</p>	
乃白北地区 区計画区域	A地区	<p>(1) 法別表第2(に)項に掲げる建築物</p> <p>(2) 畜舎</p> <p>(3) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品の貯蔵又は処理に供</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる道路との道路境界線までの距離（道路境界線に沿って法面があるときは、法肩からの距離）は1.0メートル以上とする。</p> <p>(1) 6—5号道路、敷地面積の最低限度200平方メートル以上</p>

	する建築物)	<p>6—6号道路及び6—7号道路</p> <p>(2) 市道大庭布志名線</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については適用しない。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 車庫、屋外物置その他これらに類する用途に供し、独立棟の軒の高さが3.0メートル以下であり、かつ、床面積が30平方メートル以下であるもの</p>	
B地区	<p>(1) 法別表第2(へ)項に掲げる建築物</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる道路との道路境界線までの距</p>	

	<p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバドミントン練習場</p> <p>(4) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) 畜舎</p> <p>(7) 危険性や環境を悪化させるおそれがある工場（別表第2（と）項第3号（1）から（16）までに掲げる事業及び同号（1）から（16）までに掲げる事業のうち原動機の出力量等除外条</p>	<p>離（道路境界線に沿って法面があるとときは、法肩からの距離）は1.0メートル以上とする。</p> <p>(1) 都市計画道路3・2・2号出雲郷松江線</p> <p>(2) 主要地方道松江木次線</p> <p>(3) 市道大庭布志名線</p> <p>(4) 市道浜乃木乃白線</p> <p>(5) 12—1号道路及び12—3号道路</p>	
--	---	--	--

		<p>件があるものにおいてその除外条件に該当する事業を営む工場)</p> <p>(8) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（施行令第130条の9に定める地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類の貯蔵に供する建築物を除く。）</p>		
出雲郷東灘・揖屋町西新西地区地区計画区域	センター地区（商業地域）	<p>(1) 1階を主に住居の用途に供するもの</p> <p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) 15平方メートルを超える畜舎</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(5) キャバレー、料理店、ナイトク</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は1号に掲げる道路の道路境界線から3.0メートル以上の距離とし、2号については1.5メートル以上とする。</p> <p>(1) 都市計画道路揖屋馬潟線（隅</p>	<p>(1) 敷地面積の最低限度は495平方メートル以上。ただし、330平方メートル以上の土地で次に掲げるもの及び公益上必要な建築物の敷地はこの限りでない。</p>

	<p>ラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(6) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの</p>	<p>切部分を除く。)</p> <p>(2) 前号以外</p>	<p>ア この地区に関する都市計画が決定された際、同一人が使用又は収益することができる権利を有している連続した全ての土地を495平方メートル以上ごと分割して生じた残り土地</p> <p>イ 土地区画整理事業の換地処分により生じた1筆の土地</p> <p>(2) 敷地の盛土高さは、接道する道路の中心の高さから30センチメートルまでとする。ただし、築山等はこの限りでない。</p>	
沿道サー	(1) 自動車教習所	建築物の外壁又は	(1) 敷地面積の	

<p>ビス地区 (第2種 住居地 域)</p>	<p>(2) 15平方メートルを超える畜舎</p>	<p>これに代わる柱の面は道路境界線から1.5メートル以上の距離とする。ただし、上記の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については適用しない。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 車庫、屋外物置その他これらに類する用途に供し、独立棟の高さが3.0メートル以下であり、かつ、床面積が30平方メートル以下であるもの</p>	<p>最低限度は250平方メートル以上。</p> <p>ただし、200平方メートル以上の土地で次に掲げるもの及び公益上必要な建築物の敷地はこの限りでない。</p> <p>ア この地区の都市計画が決定された際、同一人が使用又は収用することができ権利を有している連続した全ての土地を250平方メートル以上ごとに分割し生じた残り土地</p> <p>イ 土地区画整理事業の換地処分により生じた1筆の土地</p>
-------------------------------------	---------------------------	--	---

			(2) 敷地の盛土 高さは接道する 道路の中心の高 さから30センチ メートルまでと する。ただし、築 山等はこの限り でない。
住宅地区 (第1種 住居地 域)	(1) 工場(施行令 第130条の6に規定 する工場を除く。) (2) ボーリング 場、スケート場、水 泳場、スキー場、ゴ ルフ練習場及びバ ッテイング練習場 (3) 自動車教習所 (4) 15平方メート ルを超える畜舎 (5) 法別表第2 (は)項に掲げる 建築物以外の建築 物の用途に供する ものでその用途に 供する部分の床面	建築物の外壁又は これに代わる柱の 面は道路境界線か ら1.5メートル以上 の距離とする。た だし、上記の規定は、 次の各号のいずれ かに該当する建築 物又は建築物の部 分については適用 しない。 (1) 床面積に算 入されない出窓 (2) 車庫、屋外物 置その他これら に類する用途に 供し、独立棟の高	(1) 敷地面積の 最低限度は200平 方メートル以上。 ただし、150平方 メートル以上の 土地で次に掲げ るもの及び公益 上必要な建築物 の敷地はこの限 りでない。 ア この地区の 都市計画が決定 された際、同一 人が使用又は収 用することがで きる権利を有し ている連続した

		<p>積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>(6) 事務所及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が750平方メートルを超えるもの</p> <p>(7) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第2（る）項第1号（1）から（3）まで、（11）又は（12）の物品の貯蔵又は処理に供するもの）で床面積及び築造面積の合計が750平方メートルを超えるもの</p>	<p>さが3.0メートル以下であり、かつ、床面積が30平方メートル以下であるもの</p>	<p>全ての土地を200平方メートル以上ごとに分割し生じた残り土地</p> <p>イ 土地区画整理事業の換地処分により生じた1筆の土地</p> <p>(2) 建築物の高さの最高限度は10.0メートル以下。</p> <p>(3) 敷地の盛土高さは接道する道路の中心の高さから30センチメートルまでとする。ただし、築山等はこの限りでない。</p>
出雲郷南地区地区	A地区	<p>(1) 1階を主に住居の用途に供する</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の</p>	<p>敷地面積の最低限度は500平方メートル</p>

計画区域	もの	<p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 15平方メートルを超える畜舎</p> <p>(5) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(6) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの</p>	<p>面は道路境界線から1.5メートル以上の距離とする。ただし、上記の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については適用しない。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 車庫、屋外物置その他これらに類する用途に供し、独立棟の高さが3.0メートル以下であり、かつ、床面積が30平方メートル以下であるもの</p>	ル以上
B地区	<p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) 15平方メートルを超える畜舎</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は道路境界線から1.5メートル以上の距離とする。ただ</p>	<p>敷地面積の最低限度は250平方メートル以上</p>	ル以上

		<p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(7) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの</p>	<p>し、上記の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については適用しない。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 車庫、屋外物置その他これらに類する用途に供し、独立棟の高さが3.0メートル以下であり、かつ、床面積が30平方メートル以下であるもの</p>	
C地区		<p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) 15平方メートルを超える畜舎</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は道路境界線から1.5メートル以上の距離とする。ただし、上記の規定は、次の各号のいずれ</p>	<p>敷地面積の最低限度は200平方メートル以上</p>

		<p>かに該当する建築物又は建築物の部分については適用しない。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 車庫、屋外物置その他これらに類する用途に供し、独立棟の高さが3.0メートル以下であり、かつ、床面積が30平方メートル以下であるもの</p>	
東出雲工業団地地区地区計画区域	<p>(1) 一戸建ての専用住宅</p> <p>(2) 一戸建ての専用住宅で施行令第130条の3に規定する事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は道路境界線から1.5メートル以上の距離とする。</p>	敷地面積の最低限度は1,000平方メートル以上

		<p>宿舎又は下宿</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 15平方メートルを超える畜舎</p>	
廻山地区 地区計画 区域	A地区	<p>次に掲げる建築物及びこれらに附属する物置、車庫等以外のもの。</p> <p>(1) 一戸建て専用住宅</p> <p>(2) 一戸建ての専用住宅で施行令第130条の3に規定する事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(4) 集会所で床面積の合計が200平方メートル以下のもの</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の芯は隣地境界線（道路境界線を除く）から1.5メートル以上の距離とする。ただし、上記の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については適用しない。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 車庫、屋外物置その他これらに類する用途に供し、独立棟の高さが3.0メートル以下であり、かつ、床面積が車庫</p>

		<p>にあつては35平方メートル以下、 屋外物置その他これに類するものにあつては20平方メートル以下であるもの</p>	
B地区	<p>(1) 法別表第2(に)項に掲げる建築物</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の芯は道路境界線から1.5メートル以上の距離とする。ただし、上記の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については適用しない。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 車庫、屋外物置その他これらに類する用途に供し、独立棟の高さが3.0メートル</p>	

			以下であり、かつ、床面積の合計が20平方メートル以下であるもの	
出雲郷西 地区地区 計画区域	沿道サー ビス地区 (第二種 住居地 域)	(1) 自動車教習所 (2) 15平方メートルを超える畜舎 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は道路境界線から1.5メートル以上の距離とする。ただし、上記の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については適用しない。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 車庫、屋外物置その他これらに類する用途に供し、独立棟の高さが3.0メートル以下であり、かつ、床面積が30平	(1) 敷地面積の最低限度は250平方メートル以上。ただし、200平方メートル以上の土地で次に掲げるもの及び公益上必要な建築物の敷地はこの限りでない。 ア この地区の都市計画が決定された際、同一人が使用又は収用することができ権利を有している連続した全ての土地を250平方メートル以上に分

		方メートル以下 であるもの	割し生じた残り 土地 イ 土地区画整 理事業の換地処 分により生じた 1筆の土地 (2) 敷地の盛土 高さは接道する 道路の中心の高 さから30センチ メートルまでと する。ただし、築 山等はこの限り でない。
住宅地区 (第一種 住居地 域)	(1) 工場（施行令 第136条の6に規定 する工場を除く。） (2) ボーリング 場、スケート場、水 泳場、スキー場、ゴ ルフ練習場及びバ ッテイング練習場 (3) 自動車教習所 (4) 15平方メート ルを超える畜舎	建築物の外壁又は これに代わる柱の 面は道路境界線か ら1.5メートル以上 の距離とする。ただ し、上記の規定は、 次の各号のいずれ かに該当する建築 物又は建築物の部 分については適用 しない。	(1) 敷地面積の 最低限度は200平 方メートル以上。 ただし、150平方 メートル以上の 土地で次に掲げ るもの及び公益 上必要な建築物 の敷地はこの限 りでない。 ア この地区の

		<p>(5) 法別表第2 (は) 項に掲げる 建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が750平方メートルを超えるもの</p>	<p>(1) 床面積に算入されない出窓 (2) 車庫、屋外物置その他これらに類する用途に供し、独立棟の高さが3.0メートル以下であり、かつ、床面積が30平方メートル以下であるもの</p>	<p>都市計画が決定された際、同一人が使用又は収用することができ権利を有している連続した全ての土地を200平方メートル以上ごとに分割し生じた残り土地 イ 土地区画整理事業の換地処分により生じた1筆の土地 (2) 建築物の高さの最高限度は10.0メートル以下。 (3) 敷地の盛土高さは接道する道路の中心の高さから30センチメートルまでとする。ただし、築</p>
--	--	---	---	--

			山等はこの限りでない。
春日地区地区計画 区域	<p>(1) 一戸建ての専用住宅</p> <p>(2) 一戸建ての専用住宅で施行令第130条の3に規定する事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 15平方メートルを超える畜舎</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は道路境界線から1.5メートル以上の距離とする。</p>	<p>敷地面積の最低限度は1,000平方メートル以上</p>
錦浜地区地区計画 区域	<p>(1) 一戸建ての専用住宅</p> <p>(2) 一戸建ての専用住宅で施行令第130条の3に規定する事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は道路境界線から1.5メートル以上の距離とする。</p>	<p>敷地面積の最低限度は500平方メートル以上。ただし、次に掲げるものはこの限りでない。</p> <p>(1) 公益上必要な建築物の敷地</p>

		(3) 共同住宅、寄 宿舎又は下宿 (4) 自動車教習所 (5) 15平方メー トルを超える畜舎		
しんじ学 園台地区 計画区域	A地区	次に掲げる建築物以 外のもの (1) 一戸建ての専 用住宅 (2) 一戸建ての専 用住宅で事務所、 店舗その他これら に類する用途を兼 ねるもののうち施 行令第130条の3に 規定するもの (3) 共同住宅 (4) 団地内自治会 の集会所 (5) 施行令第130 条の4に規定する 公益上必要な建 築物 (6) 施行令第130 条の5の4に規定す	建築物の外壁又は これに代わる柱の 面は、道路境界線又 は隣地境界線から 1.5メートル以上の 距離とし、公園との 境界にあっては敷 地境界線から1.0メ ートル以上の距離 とする。ただし、次 の各号のいずれか に該当する建築物 又は建築物の部分 については適用し ない。 (1) 床面積に算 入されない出窓 (2) 車庫、屋外物 置その他これら に類する用途に	(1) 容積率の最 高限度100分の 100以下 (2) 建蔽率の最 高限度100分の50 以下 (3) 敷地面積の 最低限度200平方 メートル以上。た だし、公益施設の 用地は除く。 (4) 建築物の高 さの最高限度 10.0メートル以 下

		<p>る公益上必要な建築物</p> <p>(7) 診療所</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属する車庫、屋外物置等</p>	<p>供し、独立棟の高さが3.0メートル以下であり、床面積が車庫にあつては35平方メートル以下、屋外物置その他これらに類する用途にあつては20平方メートル以下である建築物</p> <p>(3) 公益施設の用途に供する建築物</p>	
	B地区	<p>法別表第2(は)項に掲げる建築物以外のもの</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から1.5メートル以上の距離とし、隣地境界線から1.0メートル以上の距離とする。</p>	
西持田地区地区計画区域		<p>法別表第2(ろ)項に掲げる建築物以外のもの</p>	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は高さ2.0</p>	<p>(1) 敷地面積の最低限度175平方メートル以上。た</p>

	<p>メートルを超える門若しくは塀の面は、道路境界線から1.5メートル以上の距離とし、敷地境界線に面した建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、隣地境界線から1.0メートル以上の距離とする。ただし、上記の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については適用しない。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 車庫、屋外物置その他これらに類する用途に供し、独立棟の軒高さが3.5メートル以下であり、かつ、床面積が45平</p>	<p>だし、集会所、ごみ集積施設その他公益施設等の用地は除く。</p> <p>(2) 建築物の高さの最高限度12.0メートル以下</p>
--	---	--

		<p>方メートル以下であるもの</p> <p>(3) 集会所、ごみ集積施設その他公益施設等の用途に供する建築物</p>	
黒田地区地区計画区域	法別表第2(い)項に掲げる建築物以外のもの	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は高さ2.0メートルを超える門若しくは塀の面は、道路境界線から1.5メートル以上の距離とし、敷地境界線に面した建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、隣地境界線から1.0メートル以上の距離とする。ただし、上記の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分につ</p>	<p>(1) 敷地面積の最低限度175平方メートル以上。ただし、公益施設の用地は除く。</p> <p>(2) 建築物の高さの最高限度10.0メートル以下</p>

			<p>いては適用しない。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 車庫、屋外物置その他これらに類する用途に供し、独立棟の軒の高さが3.5メートル以下であり、かつ、床面積が45平方メートル以下であるもの</p> <p>(3) 公益施設の用途に供する建築物</p>	
白潟地区 地区計画 区域	松江大橋 東側地区			建築物の高さの最高限度20.0メートル以下
中尾地区計画区域	次に掲げる建築物以外のもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる道路との道路境界線までの距離は1.0メートル以上とする。ただし、	<p>(1) 地域の農業の振興に資する施設としての日用品の物品販売店舗で、延べ面積が3,000</p>	<p>(1) 容積率の最高限度100分の200以下</p> <p>(2) 建蔽率の最高限度100分の60以下</p> <p>(3) 敷地面積の</p>

	<p>平方メートル以下のもの。(居住の用途を兼ねるものを除く。)</p>	<p>道路境界線に沿って法面がある時は、法肩から1.0メートルの距離とする。</p> <p>(1) 国道431号</p> <p>(2) 1号道路、2号道路</p>	<p>最低限度500平方メートル以上。ただし、450平方メートル以上の土地で次に掲げるもの及び公益上必要な建築物の敷地はこの限りでない。</p> <p>ア 同一人が使用又は収益することができる権利を有している連続した全ての土地を500平方メートルごとに分割して生じた残り土地</p> <p>イ 土地区画整理事業の換地処分により生じた一筆の土地</p> <p>(4) 建築物の高さの最高限度12.0メートル以</p>
--	--------------------------------------	---	---

			下
--	--	--	---